

厚生消防常任委員会要点記録

日 時	令和4年6月16日(木)	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	14時25分	3:10
場 所	委員会室			
出席者	新岡委員長・小橋副委員長・南出委員・早坂委員・石井委員・松島委員・岩井委員 傍聴議員：柏野議員、生本議員、川俣議員			
説明者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、消防長 外32名	傍聴者数	1 人	
事務局	議会事務局長、議会事務局次長、担当主査	記者	1 人	

会 議 の 経 過 事 項

	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>● 日程1. 現地調査について 【現地調査：消防本部・消防署島松出張所】</p> <p style="text-align: center;">11時15分 休憩 ----- 11時25分 再開</p> <p>● 日程2. 消防本部・署関連 1) 報告事項</p> <p>石崎警防課長 資料説明 ①NET119システムの導入について 上田島松出張所長 資料説明 ②市内小学校における救命講習の授業導入について</p> <p>【質疑】</p> <p>松島委員 ① 資料①言語・聴覚障がいの方には、すごく助かるシステムと思うが、対象者は市内に何名いるか、集会などの説明会に参加した人数について伺います。</p> <p>石崎警防課長 ① 本システムの対象者は、市内に在住し言語・聴覚機能に障がいのある方は、およそ240名。会議出席者は、この会議は、千歳聴力障害者協会の懇談会となっており、当市消防本部職員も合わせて、13名となっています。</p> <p>松島委員 ② 消防本部の方含めて13名で、対象者の方が240名くらいいる中で、やはり、通報することというのは、緊急時に、いつ何が起きるかわからなく、いざという時、</p>
--	---

石崎 警防課長	<p>本当に助かると思います。ホームページや SNS も本当に有効だと思いますが、やはり、個別にしっかり伝えることを今、検討しているのか伺います。</p> <p>② 対象者への周知は、先ほど資料でもご説明したとおり、ホームページや広報誌などを活用するとともに、現在メール119システム、こちらに登録されている方が10名いらっしゃいます。まず、この方たちに、障がい福祉課と連携して、ご案内し、登録を勧めていく予定となっていて、その他の対象者に関しても、障がい福祉課と連携し、どのように登録を勧めていくか、今後も調整していきたいと考えています。</p>
松 島 委 員	<p>③ より多くの対象者が、しっかり認知できるようにしていただきたいと思います。</p>
岩 井 委 員	<p>① 資料⑩この救命講習は、私も町内会でやったことがあるが、やればやるほど、身に付くという、特にAEDはすぐ忘れてしまうが、大変いいことと思います。小学生より中学生のほうが、体育、部活にしても、きびしい運動となり、実際運動中に倒れて、AEDによって、からくも命を取りとめたり、あるいは、亡くなったり、という事例は少なからず目にしたり、聞いたこともあるが、それが小学校から順番にやっているところに、そして今度は中学校でという、意義があったのか伺います。</p>
上田島松出張所長	<p>① 小学校と中学校の連携で、小学校は令和元年から3年間の試行でカリキュラムを決めていったところですが、小学校から中学校へのステップアップという方向で、中学校の導入に向けて計画はしたところではあります。</p>
海老 消防署長	<p>① 数年前に埼玉県で起こった事故がありまして、小学校6年生の女の子が、小学校の課外授業中のマラソンの練習中に、心臓が苦しくなるといようなことがあり、全国的にASUKAモデルと言われて、いろんな展開をしています。市民の誰もが救命講習ができるという町を作るのをまず目的とし、より小さいところから、まずは広く、育成していこうという考えであり、その中でまずは小学校6年生を対象としました。その後、先ほど上田が話したように、次は中学生、委員のおっしゃるとおり、中学生のほうがより部活動とかもあるので、ステップアップしていきたいというふうに考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>日程 2. 消防本部・署関連 終了 (出席者交代)</p>

小路生活環境部次長	<p>●日程3. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項 事故等発生(処理)報告について</p> <p>資料説明 事故等発生(処理)報告書</p>
岩井委員	<p>【質疑】</p> <p>① NO.6の「イラストの無断使用」について記してあるとおり、著作権の侵害、33万3千300円ということで、使用料の算定にあたっての経緯と、算定金額は何を基準、根拠にこの数字になったのか伺います。</p>
明石介護福祉課長	<p>① 算定の経緯について、イラストを使用するための事業者のホームページ上に、使用規定と料金が記載してあり、本来1年以上使用する場合は、通常料金の5倍プラス延滞金を請求するという記載があります。今回は事業者から悪意が無いということで、市への当初の請求は2倍プラス延滞金の支払いということで連絡がありました。今回の件につきましては、市の顧問弁護士とも相談しており、不当に高い金額ではないものの、相手方と交渉してもいいのでは、という助言をいただき、解決に向け協議をした結果、通常料金の1.5倍として、延滞金無しになりました。平成30年11月から令和4年4月までの使用料となり、イラストの使用料、ホームページの掲載使用料が20万円2千円の1.5倍の30万3千円、それに消費税3万3千円をプラスして合計33万3千300円となっています。</p>
岩井委員	<p>② 今の説明からだ、比較的穏やかに収まったのかなという印象を受けました。ただ、状況説明の文面の下の方に、イラスト使用には費用が発生することがわかったとあるが、費用が発生するか発生しないかのところは、いつ何をもって理解をし、判断したか伺います。</p>
明石介護福祉課長	<p>② 分かった経緯は、事業者から通知があったことと、この表現については、無料のイラストを使用しているという課の認識であり、1年以内であれば使用できるという、使用の規定の確認をしていなかったなど、今回の使用方法が料金が発生するとの認識が無かったことから、このような表現となっています。</p>
岩井委員	<p>③ イラストの使用の費用が発生するかは、イラストをお願いし、所管部の手元に入っただけで、すぐに有無を確認するのが普通かと、同時に関係者とは所管部、総務部、法制もあり、関係者はすぐに必要な注意喚起をする、このイラストについては費用が発生するという、即時の行動が大事と考えるが、所見を伺います。</p>
明石介護福祉課長	<p>③ 今回のイラストの使用に関しては、発見次第総務部に連絡をしており、著作権の適正な使用、インターネット上の素材を使用する際の注意について、全庁に向けた注意喚起を総務課で行っていただき、保健福祉部内では、管理職会議で周知し、現在使用しているものについての再確認を行っています。外部団体にも周知を行うなど、今後使用する際には、イラストの出典元や使用許諾についての確認を行っていきたいと考えています。</p>
<p>日程3. 所管事務調査について終了</p>	

石井委員	<p>(出席者交代)</p> <p>●日程4. 付託案件審査について 陳情第4号 18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書の提出を求める陳情書</p> <p>【質疑】</p> <p>① 4月から、成人年齢の引き下げにより、18歳・19歳が親の同意をしていない場合、契約を取り消せる未成年取消権の対象からはずれたということに伴います、アダルトビデオへの出演による被害の防止、救済の法律、法案が出されていました。既に、昨日の午前に参議院の本会議で新法が採決され、可決、成立したと認識しており、18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等、あるいはそれ以上の効力があると考えますが、改めてこの新法と、この陳情の主旨であります未成年者取消権との関係性を確認させていただけますでしょうか。</p>
伊藤生活環境課長	<p>① 昨日、国において成立した法律、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」と民法が定める未成年者取消権との関係についてですけれども、まず民法の未成年者取消権については、当然のことながら対象が未成年に限定されているのに対しまして、新法では年齢を問わない、年齢を問わずにAVの公表を1年間以内であれば、無条件に契約を解除できるということとなっております。なお、この1年間という期間につきましては、法施行後2年後、または2年間以内であれば無条件という特例がついているという状況であります。またこの他にも、契約を解除された制作側が映像の削除や回収などの義務を負うことですか、その場合は、出演者に損害賠償を請求できないといったことも規定されていると認識しています。</p>
石井委員	<p>② この陳情の主旨は、立証を必要としない未成年者取消権と同等の法整備とすることとあり、既に国において無条件の契約解除を認める新法が整備されたということで、当然18歳・19歳を含み、それ以外の年齢層も対象として、陳情の求める水準を上回っていると評価できるということを確認しました。</p>
新岡委員長	<p>本案の取扱いに関し、各委員のご意見を伺いたいと思います。</p>
早坂委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
石井委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
松島委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
小橋副委員長	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
岩井委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>
南出委員	<p>採決し、不採択をお願いします。</p>

<p>新岡委員長</p>	<p>全員が本案を採決し、不採択との意見のようでございます。したがいまして、本案については、討論を省略して、不採択すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】 不採択とすべきもの</p> <p>日程4. 付託案件審査について終了</p> <p><u>11時55分 休憩</u> 13時00分 再開</p> <p>●日程5. 生活環境部関連</p>
<p>伊藤生活環境課長 根岸ゼロカーボン主幹 笹川市民課長</p>	<p>資料説明 ①第2次恵庭市空家等対策計画（案）について 資料説明 ②第3次恵庭市環境基本計画（案）について 資料説明 ③「おくやみ窓口」の本格運用について 資料説明 ⑬マイナポイント支援特設窓口の開設について</p>
<p>中山廃棄物管理課長 田中施設計画課長</p>	<p>資料説明 ④事業系廃棄物の実態調査結果について 資料説明 ⑤焼却施設長期包括的運営事業の事業期間について 資料説明 ⑥リサイクルセンターの雪災被害について</p> <p>【質疑】</p>
<p>松島委員</p>	<p>① 資料②15ページの中の交通という部分、このグラフの数字が2次計画のときは数字でグラフになっていたんですけど、今回はグラフの棒で示されて、利用者数がわかりづらいのと、グラフの色分けが同系色で、見づらいと思ったんですけど、もう少し見やすい形にならないのか伺います。</p> <p>② 資料⑬窓口開設を5月からされていて、市民の方から反応があったのか、わかりやすい、やりやすいとか、そういった声があったのか伺います。</p>
<p>根岸ゼロカーボン主幹 笹川市民課長</p>	<p>① 見づらいと意見があったということで、修正について検討したいと思います。</p> <p>② まだ最大25%の5千円分のポイントの付与しか始まっていなく、そちらのポイントを利用した方が交付窓口でおっしゃっていただいた場合、特設窓口へ案内し、ポイントの手続き等を細かく支援員が説明してお手伝いさせていただいているので、ご利用に関して大変わかりやすいとの声はいただいています。</p>
<p>松島委員 笹川市民課長</p>	<p>③ 環境基本計画のほうはよろしく願います。 今後、出張申請の予定、スケジュールがわかれば伺います。</p> <p>③ 出張申請支援は4月から本格的に実施し、6件あります。4月に実施3件、5月が1件、6月も2件ほど予約が入っています。申込後、調整し、実施することになっています。今後は、市で実施するイベントなどで日程の調整し、実施していければと考えています。商業施設で実施するスケジュールは、現在決まっていません。</p>

松島委員	④ 市民の方は、周りでお聞きした方も、作らなければいけないと思っているけど、面倒くさくてということがあり、商業施設、買物のついでにできるといったほうが申請しやすいと思うので、ぜひ商業施設での出張申請を早急にしていただきたいと要望させていただきます。
岩井委員	① 資料⑤1番の施設の供用年数、本施設についても適切な設備の点検整備を行うことで、施設の延命化が期待でき、施設の利用年数は30年から35年を最終利用年数とし、利用期間の設定を行うものとするあり、更に次のページの3に、他施設の長期包括事業の運営期間のところ、1)の3行目で先行事例における長期包括事業の運営期間は、ほとんどは20年程度を採用しているとあるが、最初の30年から35年と、今ほどの20年程度の数字の違いはどこにあるか伺います。
田中施設計画主幹	① 1番の供用年数は施設が稼働してから廃止する期間で30年としています。多くの施設では供用開始から20年程度運転をして、それから大規模な改修をして、それから10年から15年やっているということで、トータルで35年になります。3番は、その中の運営期間になりますので、例えば最初の20年を運営期間とするのか、10年ずつを運営期間とするのかという中で、20年を使っているところが多かったということになっています。
岩井委員	② 30年から35年というのは、稼働から廃止するまでの全体的な部分ということで、20年というのは、1回目の長期包括事業の数字ということですね、さらに4枚目の最後のところにも、長期包括の契約期間は令和5年12月から令和20年までの15年4か月として設定するとありますが、20年程度の数字とは若干違うのは、改めて伺います。
田中施設計画主幹	② 本施設は、令和2年3月に供用開始しており、現在長期包括へ移行しようとしている令和6年度までは約4年、実際には3年9か月くらい経過しており、15年4か月に3年9か月を足すと約19年1か月程度で、20年程度で想定しています。
岩井委員	③ 今までの使用期間をプラスして、令和20年度までということですね。ここまで計画が固まれば、その長期包括が必要な総じた金額と支払い方法が見えてくるのでは、このことについてわかっている範囲で説明願います。
田中施設計画主幹	③ 契約は15年4か月分、総額で契約をし、支払いは基本的に毎月支払いするという想定です。支払いの内訳は通常、固定費と変動費に分けて積算されるのと、物価変動による増減が生じるため、実際に毎月平準化された金額とはならないとは思いますが、なるべく平準化して設定していきたいと考えています。15年4か月の金額はこれから予算額の算出で、現在はまだ確定はしていないが、契約期間中の機器の維持管理費をどう見るかによっては大きく変わると思うので、今後プラントメーカー等に見積りの依頼を出し、妥当性を確認して算出していきたいと考えています。 1) 報告事項終了

<p>小橋副委員長</p> <p>中山廃棄物管理課長</p> <p>小橋副委員長</p> <p>中山廃棄物管理課長</p> <p>小橋副委員長</p> <p>中山廃棄物管理課長</p>	<p>●2) その他所管事務調査</p> <p>【質疑】</p> <p>① 有害鳥獣の処理先に関し、先の一般質問の同僚議員からの質問に対して、有害鳥獣、とくに小動物の保管先について検討するという答弁であったんですが、何をどのように検討するか、改めて伺います。</p> <p>① 小動物の保管は、現在盤尻最終処分場において一時保管し、千歳市において焼却処理しているが、盤尻最終処分場が、有害鳥獣の発生場所から遠いので、改めて保管先について、検討したいとお答えさせていただいています。</p> <p>② 検討している保管先は、盤尻のように市街地をまたがないで保管できる場所ということで理解してよろしいでしょうか。</p> <p>② 市の施設において保管条件を満たす場所で保管したいと考えている次第です。</p> <p>③ 廃棄物の保管先でございますが、条件などは多々あると思いますが、こちらに関しては、特に前向きに検討をお願いして質疑を終わりたいと思います。</p> <p>③ 市の施設での保管の検討になるため、保管条件の関係者の調整と、諸条件が整った後、小動物の保管先についてお伝えしたいと考えています。</p>
<p>佐々木福祉課長</p> <p>渡部国保医療課長</p> <p>高橋保健課長</p> <p>個ワクチン接種対策室主幹</p>	<p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程5. 生活環境部関連終了 (出席者交代)</p> <p>●日程6. 保健福祉部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ⑦生活困窮者に関わる支援について</p> <p>資料説明 ⑧「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施シンポジウム」の開催について</p> <p>資料説明 ⑨子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について</p> <p>資料説明 ⑩新型コロナウイルスワクチン接種について</p>
<p>石井委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑨接種対象者が平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性となっているが、接種控えていた時期に対象年齢でかつ、現在も対象年齢になっている人に積極的勧奨をまたするというお知らせはされているか伺います。</p> <p>② 資料⑩小児接種の接種率が低かったり、若年層の接種率はあまり高くないと前に伺いました。今回、12歳以上は3回目の接種、18歳以上は4回目の接種が出ているが、最近の若年層の流行で、これまで接種を差し控えていたが、やはり思い直して1回目の接種をしたいという方への対応は、今までと同様なのか、年齢によ</p>

<p>高橋保健課長</p>	<p>て、申し込みの仕方が違っていたと思うが、コールセンターのみか、インターネットと両方できるかについて、年齢区分をもう一度伺います。</p> <p>① 積極的勧奨の差し控えが終了したということの周知は、市の広報とホームページ等で周知する予定でいて、その時期を本議会の終了後に行うこととして準備を進めており、今ホームページを更新しているかどうかを確認をしていますが、ホームページと広報でキャッチアップ接種が始まる周知をする予定でいます。個別勧奨に向けて、システムの改修、個別通知の問診票の印刷等の準備を進めており、遅くとも7月末までには対象者に案内が行くよう準備を進めています。定期接種は、既に積極的勧奨を差し控えていたということで、接種は対象年齢の方はできるので、昨年高校1年生、定期接種の最終年齢の方に個別通知をしています。</p>
<p>個ワクチン接種対策室主幹</p>	<p>② 12歳から17歳および若年層、5歳から11歳までの接種状況で、3回目の接種率は、12歳から17歳は3回目の接種の完了者3人で、年齢対象人口からの接種率は17.8%で、2回接種完了者は25.2%と約1/4の方が接種されています。5歳から11歳は、先ほどの報告とおりで、5歳から11歳の小児接種は、国からの努力義務適用が現在されていません。そういった状況でなかなか接種を判断するという、迷っている方もあろうかと思えます。我々のご案内の中では、国から発出された保護者向け及び本人向けのパンフレットを同封する中で、検討していただきたいということで、これまで接種の勧奨を取り組んで参りました。今後も、新たに出てくるものについては、なかなか個別接種は難しいですが、ホームページ等に載せる中で情報発信していくことで対応しています。5歳から11歳と12歳から17歳の申し込み方法は、小児接種及び12歳から17歳、12歳から17歳はまだ3回目接種で、インターネットを通したウェブ予約ができます。5歳から11歳は記憶が定かではないので別途報告をさせていただきます。</p>
<p>石井委員</p>	<p>③ 子宮頸がんは高校1年生にはお知らせし、小6から接種対象で、小6の方には案内を行っていると思うが、中1から中3の子達への案内をしないのか伺います。</p> <p>④ 新型コロナウイルスワクチンのインターネットでも予約が1・2・3回目でも可能で、15歳未満がインターネットで予約できなかったとき、この人が15歳を超えた後に、インターネット予約ができるようになったという事例はありますか。14歳以下はコールセンターのみで、15歳を超えたらウェブに切り替えられているか伺います。</p>
<p>高橋保健課長</p>	<p>③ 子宮頸がん予防接種の定期接種、小学校6年から高校1年生相当への周知は、これまでの間、個別勧奨という積極的な勧奨を差し控えられたことから、個別通知を行っていませんでしたが、4月に解消になり、今年の対象者、小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女子の方には、全員個別通知を行います。</p>
<p>個ワクチン接種対策室主幹</p>	<p>④ 15歳未満の方を含めた若年層の1・2回目のワクチン接種の予約は、今3回目为主でインターネット予約を受け付けています。これから1・2回目を予約する方は、コールセンターで相談を受け、予約する形で進めています。</p>
<p>石井委員</p>	<p>⑤ 当時14歳で、今もう15歳以上になっても同じということですね。</p>

<p>佃ワクチン接種対策室主幹</p>	<p>⑤ 14、15歳は同じ年齢区分で、引き続き1・2回目と3回目がインターネット予約ができるという状況で、1・2回目をこれから申し込みの方は予約システムから入れなく、コールセンターを通しての予約でオペレーションを組んでいます。</p>
<p>松島委員</p>	<p>① 資料⑨無料で接種できるが、通常は1回1万5千円以上する大変高額なものです。3回個人的に対象外の人打つとなると、かなり高額な金額になると思います。子宮頸がんは、先日も新聞で体験の記事がありましたが、なかなか発見しづらいついか、本人が気が付くのが遅く、病院に行った際には手おくれ、そうなった時には子宮を摘出したという体験でありました。本当にこのワクチンは有効と思いますが、様々な情報が出ている中、その通知が来ただけで判断はなかなか、細かく書いてあるが、難しいかと感じます。小・中学校等でがんの予防、ワクチンの重要性などを学ぶ機会が必要と思ひ、所見を伺います。</p>
<p>高橋保健課長</p>	<p>① 子宮頸がんを予防するワクチンで予防できるがんということで、非常にワクチンの効果は高く、有効性があると言われていています。この子宮頸がん予防ワクチンの効果とリスクは、しっかり接種する方に伝え、小学校6年生からの接種になるので、保護者の方にもしっかり情報をリーフレット等で読んでいただき、判断していただくこととなります。接種する医療機関の先生、かかりつけ医がいれば主治医に相談とか、不安なことがあれば、保健センターや北海道の相談機関に問合せいただければと思っています。市内高校生を対象に生活習慣病やがん予防の出前講座を、希望があれば保健課で出向く事業もしており、機会をとらえて出張したり、がん予防啓発セミナーをNPO法人との共催で年1回行って、その時にも子宮頸がんの予防ワクチンの情報提供をしていきたいと考えています。</p>
<p>松島委員</p>	<p>② 高校で依頼があれば出張するとのことで、私は対象が高校1年生までなので、もう少し早い時期から考えたり、事前に知識があるのとないのでは、ワクチンを打とうとか、親にも相談する機会にもなると思うので、接種対象となる小学生から中学生まで、がん予防等、そういう学習する機会が持てればと希望します。</p>
<p>高橋保健課長</p>	<p>② 子宮頸がんに限らず、がん予防を、今後小・中学校を対象にどうかが学校教育の中でできるのか、教育部、担当部署とも協議し検討していきたいと思ひます。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p>
<p>新岡委員長</p>	<p>① 特別障がい者手当の申請について、この申請に必要な診断書の提出を求める通知の発送状況について伺います。診断書の提出を求められた市民から、市外の専門病院に通院しているため、予約から診察までに1か月から4か月の時間を要する場合があります、診断書が発行されるまで、さらに1か月ほどかかり、早めに診断書が必要</p>

<p>小路障がい福祉課長</p>	<p>ということを教えてほしいという要望がありました。診断書の提出期限に対してどのようなタイミングで市は対象者に通知を発送しているかを伺います。</p> <p>② 特別障がい者手当、全対象者の人数はどのくらいいらっしゃるかを伺います。</p> <p>③ 提出を求める診断書の有効期限は、どのようになっているかを伺います。</p>
<p>新岡委員長</p>	<p>①③ 特別障がい者手当の手続き、再認定のお話しと思いますので、そのお話しをします。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき事務を行い、有期認定期限のある認定を受けた方の再認定は、手続き及び診断書は再認定月またはその前月のものという決まりがあり、再認定の月の2か月前に案内の文書を発送しています。2か月前とは北海道で同じように特別児童扶養手当の再認定の2か月ほど前に案内しており、それを参考にし事務処理しています。診断書は再認定月またはその前月のものとされており、案内文の通知にも記載しており、医療機関の都合により受診が遅れる場合や災害等正当な理由がある場合に医療機関で調整の上、手当等再認定届遅延理由書の提出により、遅れても大丈夫な対応をしています。対象者はあらかじめ認定が決まりましたら、認定期間を対象者の方にも決定通知という形で通知していますので、受給される方はご自身の認定期間を把握していると思うので、医療機関の受診時期など状況に合わせ、個別に相談対応しながら行っています。</p> <p>② 令和3年度末の人数、受給者数は障がいの方が60名、障がい児の方は27名となっています。</p>
<p>小路障がい福祉課長</p>	<p>④ 結果的には、実態としては診断書が所定の期日までに間に合わないことで、対象者の手当が停止になるとか、不利益を被る形にはなっていないと認識しましたが、正当な理由があった場合には、必要な書類をそろえた上で申告しなければならないというのは、両者にとって不便もあると思うので、ぜひ、市外の専門病院にかかっている方の数はそれほど多くないと思います。そこを担当課で把握をしているのであれば、その方に対し、できるだけ期間内で必要な書類をそろえて出すことなく利用者の利便性最優先で対応していただきたいと思いますが、所見を伺います。</p>
<p>新岡委員長</p>	<p>④ 早めに案内を、あらかじめ受給者には結果でお知らせしてはいるものの、介護などで大変で、忘れてしまうこともあると思うので、なるべく早く案内と対応するのは、ていねいに行っていくことで考えています。逆に、早く案内することのリスクもあり、診断書の記載時の注意事項を2か月前で、何月と何月という注意書きは入れているものの、案内文が来たことで、あわてて医療機関から診断書をもらい、逆にその診断書が手続きで使えなくて、再度交付していただく事案が過去にも発生していることを受け、状況を見ながら、不利益を生じないように、支給が認定されるように、事後対応にはなりますけど、遅れても確実に支給されることを重視して、今は対応している状況となりますので、引き続き早目に対応、相談がありましたら、ていねいな対応を心がけていきたいと思います。</p> <p>⑤ 早く案内することのリスク、事情も分かりました。その旨も、ぜひ対象者に合わせて案内することで、不都合がないように丁寧な対応をお願いしたいと思います。</p>

② 先ほど石井委員の5歳から11歳申込み方法について、答弁が残っていたので、こちらで申し上げます。インターネット、電話での予約できると確認しました。

2) その他所管事務調査終了

国民健康保険税の賦課誤りがあり、1件報告をさせていただきたいと思います。

この度、本市の国民健康保険税におきまして、一部の加入世帯に対し、賦課誤りが判明し、原因は国保税の算出根拠となる所得計算のうち、主に農業所得者の国保税に関して、農業所得者が肉用牛を売却した際に得た所得については、肉用牛売却所得の課税特例措置ということに基づき、免税所得になるということで、所得税や住民税が免除されるという制度があり、この特例制度が、誤って本市の国民健康保険税所得算定に組み入れていたことが、このほど判明しました。このため、本来であれば、国民健康保険税の課税所得として算定しなければならない所を、誤って免税所得として課税所得から除いて算定をし、賦課をしていたということです。現在、調査をしている段階で、賦課更正、再計算と、これが必要な世帯は現在のところ6世帯と判明しているところですが、今この対象世帯の加入者の皆様に対して、早急に課税等の課税計算について、調査、説明をさせていただきたいと思います。

日程6. 保健福祉部関連終了

(出席者交代)

●日程7. 子ども未来部関連

1) その他所管事務調査について

【質疑】

なし

日程7. 子ども未来部関連終了

(理事者及び執行部退席)

【委員間協議】

●日程8. 閉会中の所管事務調査項目について

新型コロナウイルス感染症関連について

●日程9. その他

厚生消防常任委員会行政視察について

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察の欠席者 なし ・質問書の提出 6月末までに事務局へ提出 その後、委員長が内容精査 ・視察の工程 7月上旬にサイドブックで提示 ・タブレットの持参 視察先から資料をデータで提出いただいてタブレットに収納 持参を希望しない方はペーパーで対応 持参は強制しない ・所管からの参加者 北国消防長、茅野保健福祉部次長 <p>委員長が閉会を告げる</p>
	<p>— 終了 14時25分 —</p>